

学校いじめ防止基本方針（鳴滝高等学校・定時制昼間部）

（１）目指す子ども像

本校には、小学校や中学校時代に不登校やいじめの被害にあった生徒が多く入学してくる。このような生徒を含め全ての生徒が安心して学び、学校生活を送ることのできる環境をつくるために、お互いの気持ちを大事にし「共に生きる」生徒を育てることを目指す。あわせて、「強くひたむきに」何事にも真摯に取り組み、卒業後は自立した人間として他者と共により良く生きる生徒を育てていく。

（２）いじめの定義（「いじめ防止対策推進法第２条」より）

「いじめとは、当該生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じるものをいう。」

※ 例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第２２条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

※ 具体的ないじめの態様（例）

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり捨てられたりされる
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑥ パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

（３）いじめの防止について

- ① LHR や集会を通じて、日ごろから相手を思いやりいのちを大切にすることを心掛ける。
- ② 生徒、職員、保護者対象に、情報モラルや携帯電話の安全な使用についての研修を、PTA総会時に行う。
- ③ 5月の「いじめ根絶集会」等で、生徒自身がいじめを考える機会を設ける。併せて、5月に校内公開授業週間を設定する。
- ④ 学校行事における生徒の取り組みが、過度な競争にならないように心掛ける。
- ⑤ 分かりやすい授業、全ての生徒が参加・活躍できる授業を心掛け、生徒が自信をもって社会に巣立っていけるように支援する。

- ⑥地域清掃活動や、2年次のインターンシップ・修学旅行の班別活動等、社会体験・生活体験の機会を計画的に設ける。
- ⑦在学中に少なくとも1回は、DV防止や人権同和についての講演を受けられるよう計画する。

(4) いじめの早期発見

- ①担任・授業担当者・養護教諭は生徒を日ごろから観察し、気になる生徒には面談を行う。4月の個人面談・7月の三者面談の他、適宜行う面談を十分に活用する。そして日頃から、生徒はもちろん保護者との信頼関係を構築しておく。
- ②年間3回実施する生活アンケートを活用して情報収集を行うとともに、SC（スクールカウンセラー）等と連携し、早期発見を心掛ける。
- ③学年会や生徒情報交換会等の会議だけでなく、日常的に職員間で生徒の情報交換を頻繁に行う。それぞれの生徒についての情報は、入学後卒業まで個人シート等に集約し共有化を図る。

(5) いじめに対する措置について

- ①いじめ及びそれが推察される事案を把握又は通報を受けた場合は、いじめ対策委員会等を通じて組織的に対応する。
- ②加害者、被害者それぞれの人格の成長と問題の再発防止を主眼とし、加害者・被害者・いじめを見ていた生徒への調査・指導を行う。その際、プライバシーの保護等の教育的配慮を十分に施した上で、慎重に事例に対処する。
- ③いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安として止んでいること。被害生徒が心身の苦痛を感じていないことをもっていじめが解消していると判断する。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の指導期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず指導を継続する。
- ④重大事態が発生した際は、県教育委員会作成の基本方針をもとに対応する。認知した場合、その事実とその後の調査結果は、県教育委員会へ報告する。

(6) 重大事態への対応

- ① 重大事態の発生と調査
 - a 重大事態の定義（文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」から）
 - ・ いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（生命心身財産重大事態）
 - ・ いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校重大事態）
- ※ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する。
- ※ 重大事態については、いじめが早期に解決しなかったことにより、被害が深刻化

した結果であるケースが多い。したがって、「疑い」が生じてもお、学校が速やかに対応しなければ、いじめの行為がより一層エスカレートし、被害が更に深刻化する可能性がある。最悪の場合、取り返しのつかない事態に発展することも想定されるため、重大事態への対応の重要性を改めて認識する。

※ 被害生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

b 重大事態の報告

- ・ 重大事態を認知した場合、速やかに県教育委員会に報告する。

c 調査を行う組織

- ・ 県教育委員会から必要な指導、人員措置等の支援を仰ぎながら、学校が組織した「いじめ対策委員会」または県教育委員会が設置した機関等において調査を行う。

d 調査の実施

いつ、誰からおこなわれ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情、生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り客観的・網羅的に明確にする。

② 調査結果の報告及び提供

- ・ 調査結果の報告は速やかに学校から県教育委員会へ行う。
- ・ いじめを受けた生徒及び保護者に対する情報提供を適切に行う。ただし、生徒のプライバシーや関係者の個人情報保護に十分配慮する。

(7) いじめ対策委員会について

① 構成員 …… 校長が招集し、会を主催する。

教頭、生徒支援主任、カウンセラー、生徒指導主事、生徒会指導主任、教務主任、進路指導主事、保健主事、養護教諭、学年次主任、特別支援教育 CO、通級担当、特別支援教育支援補助員、SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）、（事案により関係担任）

② 年間計画

年度初めと年度末に定期的で開催し（生徒情報交換会等と兼ねてもよい）、年度計画と反省を行う。また各種調査や生徒・保護者の相談を受けて必要に応じて随時開催し、取り組みに修正を加える。主幹は生徒支援部とする。

③生徒の相談窓口

特定の職員を窓口とはせず、生徒が最も相談しやすい職員を窓口とする。担任、学年次主任、生徒支援部主任の他に、SC（スクールカウンセラー）・SSW（スクールソーシャルワーカー）や図書館司書等も含む。また保護者からの相談も電話等で受け付ける。これらの学校相談窓口とあわせて、24時間いじめ相談ダイヤルなどの学校以外の相談機関も、周知・広報する。

（8）PTA 及び関係機関等との連携について

- ①PTA 理事会、総会などで携帯電話使用のマナーについて取り上げる。
- ②保護者による学校評価において、保護者の感想や意見・気づきを記載してもらう。
- ③年度末には体罰調査を行う。
- ④必要に応じて SC（スクールカウンセラー）や SSW（スクールソーシャルワーカー）から助言を受ける。また外部講師を含めて、いじめ問題についての研修を計画する。

- ・平成26年3月 作成
- ・平成29年4月 改訂
- ・平成30年4月 改訂
- ・平成31年4月 改訂
- ・令和 4年4月 改訂
- ・令和 6年4月 改訂
- ・令和 8年4月 改訂